

令和元年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録概要

- 1 開催日時 令和元年5月23日(木)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時30分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 出席者名 委 員 高橋富美代, 吉田勝幸, 土井弥寿子, 太田信子, 藤原朗, 山根弘行, 斉藤正, 石橋由美, 毛塚早苗, 吉村昌彦, 嶺岸秀一, 片波見昌浩, 内藤俊夫
事務局 長島秀一, 加藤英昭, 村上恒和, 小宮裕子, 小林隆義, 野木雅生, 谷脇光
- 4 公開又は非公開の別 一部非公開
- 5 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 6 傍聴人定員及び傍聴人数 定員5名(傍聴0名)
- 7 審議内容等

会長

報告・説明事項について, 事務局お願いします。

事務局

八千代市のいじめによる重大事態への対処についてご説明いたします。まずいじめ問題対策連絡協議会においては, いじめの未然防止, 早期発見のため, 関係する機関及び団体の皆様に本日お集まりいただきました。連携を図るとともに, 教育委員会や学校の取り組みについてご意見をいただきたいと思っております。八千代市内の市立小中学校ではいじめ防止基本方針を策定しておりますが, これは国, 千葉県, 八千代市がそれぞれ策定した基本方針をもとに各学校で策定したものです。各学校のホームページで学校いじめ防止基本方針を公開しており, 内容を確認することができます。現在, 各学校において改定作業が進められており, 改定された今年度のもので公開され始めています。そこには学校がいじめに対応するために, 日常の情報交換や共通理解を図るための「生徒指導委員会」, いじめの疑いに係る情報があったときの事実確認や情報の共有などを行うための「いじめ対策委員会」を組織することを明記しています。啓発活動として, 児童には冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言う, などいじめであることの具体例を周知することが示されています。保護者に対しては, 早期発見のためにいじめを受けた児童の変化の特徴について紹介したり, 学校以外の相談窓口等についても紹介することを示しています。また, いじめを行うことがないように, 規範意識を養うための指導などについて保護者が努めるものとすることが明記されている法律についての紹介も, 必要に応じて行うことになっています。そして, 地域などには学校以外でのいじめの疑いについて通報等の協力をお願いするとあり, 地域, 家庭と連携して対策を推進することが示されています。教職員の日常の留意事項については, 性同一性障害や性的指向・性自認にかかわる児童等への対応や, 東日本大震災により被災した児童等に対するいじめの未然防止・早期発見などについても明記されており, 学校として特に配慮が必要な児童生徒については, 日常的に適切な支援を行うとともに, 保護者と連携し, 周囲の児童生徒に対して適切な指導を組織的に行います。八千代市では, いじめを「児童等に対して, 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって,

の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しており、各学校も同様の定義となっています。各学校では、いじめの認知について定義に基づいて行っているわけですが、その対応にあたっては留意点もございます。例えばトラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっています。また、内容がいじめを意図したものでなく、継続して行われた行為でなくても、児童生徒本人が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要があります。もし、いじめによって重大事態が発生した場合は、次のような対処を進めていきます。まず重大事態とは、ア) いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、イ) いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合です。具体的には、このようなケースを想定しています。文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例が紹介されています。軽傷で済んだ場合であっても自殺を企図した場合、自傷行為を行ったり暴行によって骨折などの重傷を負ったような場合、心的外傷後ストレス障害と診断された場合、わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された場合、複数の生徒から金銭を強要された場合、欠席が続き転学した場合を扱っています。いじめにおける重大事態への対処はこの図の流れで進めていくこととなります。重大事態発生を受けた教育委員会は調査主体を学校とするか教育委員会とするかを判断するとともに、市長へ報告します。調査した組織は教育委員会へ結果を報告するとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者へ情報を提供します。教育委員会は調査結果を市長へ報告し、市長が再調査の必要を判断しなければ調査は終了します。もし市長が再調査の必要を判断した場合は、教育委員会が関与しない別組織として調査委員会によって再調査を行います。その結果は議会へ報告されるとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者へ情報を提供します。以上で八千代市のいじめ問題への対応に関わる説明を終わりますが、後半の協議ではいじめの認知と早期発見についてご意見をいただければと思います。

会長 ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、質問等がありましたら、お願いします。それでは、会をすすめて、議題に進めます。議題の中でご質問があれば資料を参考に。

会長 それでは、これより非公開の会議となります。それでは、会を進めてまいります。本日は、「いじめを認知し、早期発見するためには」を議題に協議を進めることとなっております。

- ・ 今回の「いじめを認知し、早期発見するためには」というテーマについて、学校では4月初めに職員が変わるので、市の方でもいじめ防止基本方針が出ているが、学校でも基本方針をつくっている。それを全職員で確認して、いじめというのは受けた方が嫌だと思ったらそれはいじめになる等々、いじめの定義から重大事態にかけて周知している。それを基に学校生活が始まるが、一番大事にしたいのは組織で対応するという。一担任が発見して良かれと思って自分で何とかしていこうとすると、どんどん深みにはまっていってしまう。そして管理職に上がってくる頃にはなかなか手がつけられない状態になっていることもあるので、とにかくいじめを認知したらまず管理職に上げて、そこからいじめ対策委員会で話し合っ、対策を練って進めていくということを伝えている。あと、週に2度ほど、生徒指導から学校で起きた様々な事案を、いじめも含めて職員に周知して、全職員が知ったうえで子どもたちを指導している。そして、週に一度、生徒指導部会があり、出てきた事案等を確認し、それで対策が必要なものについてはいじめ対策委員会を開き、どのように子どもたちに指導していくかということを決めていくことをしている。
- ・ 中学校でも、同様に4月の職員会議で基本方針の方を全体で確認している。基本方針に則って早期発見のために生活アンケートを定期的にとっている。先日、5月に入ってすぐに第1回目を行い、その後教育相談として担任を中心に子どもたちの話を聞いている。そこで上がってきたものに関しては、学年体制でまず対応し、生徒指導部会に報告し、管理職に上がってくるということになっている。基本的には生徒指導の方で方向性を示して対応していくという形になっている。もう一つは、日々情報を発するも

のとして生活記録ノートを各担任が生徒個々とやっている。その中で、日記や毎日の家庭学習のノートが付いているので、学習指導を含めて子どもたちとコミュニケーションをとる場面をつくっている。中学校は教科担任制なので、担任が子どもたちと接している時間が限られており、そういうツールを使って子どもたちの様子を把握している。あともう一つは、担任と教科担任が情報交換をその日のことはその日のうちにやっている。

- ・ 学童保育事業、また放課後子ども教室、子どもの生活の場、学校が終わった後の生活の場の提供、また居場所を提供する事業、それぞれの事業で子供にアンケートを取って、子供の意見を聞いているということを実施しており、アンケートは年1回なので、今後はアンケートを増やしていくことで意見を取り入れていって、何かあった時の早期発見に取り組みればと考えている。また、事業にあたっては、各研修を受けた指導員等が配置されているので安心、安全な放課後の日常ということで今後も展開していきたいと考えている。
- ・ 保育園、幼稚園の子供についてはいじめという感覚はなく、自己主張が強いという感覚と親に言われたことをそのままやるというところがあると思うので、家族ぐるみで家庭にあった支援をしていくという方向で、小さいいじめになるであろうと思う芽を摘んでいけたらと考えている。
- ・ 子ども相談センターでは今年度、「子ども家庭総合支援拠点」を設置している。相談員+職員も含めて4人の増員という形になり、子ども拠点が立ち上がっている。取り組んでいること今までと同じで、妊娠中から18歳未満の子供と保護者、それに住民の方からの相談も受けるということになっているので、より相談員も増えて対応ができるような形でサポートしていきたいと考えている。29年度と昨年度の相談件数をみると、かなり増加していて、特に児童虐待に関しては60件で増加している。子ども相談センターの要保護児童対策協議会でのいろいろな機関の方の協力のもと、そういった動きにもなっているかとは思いますが、本当に相談が増えているという形が実感としてある。昨年受けた相談では、いじめの相談に関して本人からの相談も入ってきている。その内容は、暴言や暴力といった友人同士の関係と、それからLINEで中傷されたというような内容で、あと保護者の相談が結構多く、いじめと不登校という形で学校に行けなくなってしまったという相談になっている。話を聞いてみると、学校でもかなり相談を受けていて、家族の方や本人も交えていろいろと相談はやっているのだがなかなか進まないとか、そういう話が多いと思う。そういう相談を受けたときには、じっくり話を聞かせてもらい、学校や指導課にも話をもっていったりして、そのままにならないような対応の仕方をするようにしている。不登校に関しては、体制的に学校に行けない、学校以外の体制というところで適応支援センターもあると思うが、適応支援センターも行けないという子供もいて、そういうことが今求められているのかなと、学校ありきではない中での居場所づくりみたいなことをやっていくことが重要ではないかと思っている。それと、その中に外国人の方の相談も入ってきて、言葉や風習の関係でなかなか溶け込めないところがあったりして、転校していった方もいた。八千代は団地も多く、外国人の方も多いということなので、そのあたりの言葉や生活の支援みたいなものはどうなっているのか、一度聞いてみたいとは思っていて、質問させていただきたいと思っていた。それともう一点は、ここに統計上に「いじめの」解消となっているが、解消の定義はあるのか、どうなれば解消なのか、虐待の場合は定義的なところをつくって、半年間通報がないとかで、終結という形にもっていくと思うが、そういった見解があるのかどうか。
- ・ いじめの定義については解消の定義も載っている。「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめを解消している状態については、国基本方針によって定められている。これらの条件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。」ということで留意が必要であると載っている。期間が経過した段階で判断を行うことも明記されているので、国のいじめ基本方針にはそういったところがしっかり明記されるようになってきている。目安としては3か月である。
- ・ 適応支援センターに来ている子どもたちの中で、子ども同士のいじめということに関しては、学校で何が起きたのかということで来ている場所と捉えているので、その学校で人間関係のトラブル、教師とのトラブル、また学業の不振というようなことで、さまざまな要因の中で通って来ていると考えている。直接、いじめがあったからというような訴えの中で、今相談を受けているケースは無いと捉えている。ただ、原因は一つ、要因は一つではないと思うので、いろいろな絡みの中で通所している子どもたちは

いるということが現実だと思います。学校においては、アンケート、面接等でいじめの早期発見に対して努力していると考えている。ただ、今、解消ということに関して、やはり発見ということにはすごく力を入れてきたと思うので、それをどう解決するかということで、たぶん解決するにはその背景にある親や友達との絡みも出てくるとは思うので、そこが一番大変なのではないかと思う。握手して終わりという訳にはいかないので、その後の対応の後のフォローが一番難しいところなのだろうと思っている。

- ・ 青少年センターは、いじめの案件は、相談等は上がってきていないのが現状である。非常に落ち着いているのと考えている。学校や適応支援センターからも話があったが、定期的なアンケートは良いと思うし、日頃から一人ひとりの子どもに目をかける、授業だけではなく休み時間も含めて目をかけることが非常に大事であると考えている。多忙と言われているが、やはり学校において子どもの安心、安全を守るのは教師の勤めだと思うので、そこは外せないところと考えている。また、非常にコミュニケーション能力が不足している子が多くいて、さまざまな人間関係づくりが不得意な子が増えてきているのが現状だと思うので、その辺の関係づくりも教師がうまく導いてあげることが大事であり、早期発見とはそういう雰囲気をつくらない、積極的な生徒指導が非常に大事であると考えている。
- ・ 法務局では、人権啓発という観点からいじめの防止を目的として、法務大臣から委嘱された人権擁護委員を中心に、小学校3年生を対象として人権教室というものを毎年開催している。その中で、DVD教材を使って子供たちにいじめはいけないということを、思いやりの心を育てようということで話をしている。子供たちに考えてもらい、感想等をいただく中で子供たちがいじめはいけないと認識していただくような活動を毎年行っている。また、人権を守るということからも、SOSミニレターというものを毎年、小中学校で配布している。そちらには、先生には言えないことを何でも悩みを書いてもらっている。子供たちの相談に応じている。また、緊急を要するようなものがあれば、状況に応じて学校に情報提供をするようにしている。人権侵犯事件として申し立てがあり、法務局と人権擁護委員が学校の方に出向いて、学校と話し合いをしまして解消に向かったというケースがあった。
- ・ 児童相談所といじめということで、何か暴行事件とかそういったところで他の子供を傷つけてしまうとか、そういったところで警察から触法行為ということで通告があったり、あとは真犯行為ということで通告があったりということで、保護者を呼んで状況を確認していくというところで、本人にやったことはいけないというよりは、その子の特徴であったり、あるいは育った環境であったり、満たされなからなぜ攻撃的になるのかとか、親の関わりがどうなのかとか、その親の成育歴がどうなのかとか、そういったところまで戻って行って初めて保護者の関わり方と本人の内省というところまで入って行って、地域と連携しながら解消に向けて対応していくというのが、いじめとは少しずれてしまうかもしれないが、そのような対応を児童相談所としては行っている。他市のいじめの会議にも出ているが、早期発見と対応について、これだけ件数が増加した理由というのが、どのように分析したのかということと、いじめ問題を対応して解消したというところとか、どこからどういうルートで上がってきて、その割合が何パーセントで、それが例えばアンケートからだったらどの項目から子どもたちのいじめを発見しやすいのか、いろんな分析というのが行われているのかどうかということが大事であると考えていて、アンケートも例えば記名なのか無記名なのか、アンケート項目は各学校で違うのか統一されているのかなど、たぶんいろいろと取り組んでいると思うのだが、アンケートの内容の見直しは年に何回かあるのかそれともないのか、無記名だったら無記名のアンケートの内容の方法、記名式だったら記名式の方法と違ってということでは内容が違うので、いろいろなアイデアはたくさんあると思っている、子どもたちの立場からすると、アンケートを書くことでこういったことが行われていくのかという、これは児童虐待も同じだが、学校で通告するとその後どうなるかわからないので学校は通告しないということが数年前は結構あった。通告するようになっていくということや学校に説明するといったことでハードルを下げていっているというところがあり、それと同様に子どもたちも書くことで自分に何か「どうなっていっちゃうんだろう」というところ、知られることが怖いということもあると思う。そういった子どもたちへの事前の説明や、そのアンケートの目的といったところの説明がどういう言葉でどのようになされているのか、それも学校ごととか、小学校、中学校で違うのか、地域性によって違うのかとか、そういったところも確認する必要があるということと、あと子どもへのアプローチの仕方と保護者へのアプローチの仕方がどのようになっているのかということと、解消に向けてとか、要はなぜ解消したのかというところと、どのようなアプローチが良かったから解消した、もしくはどのようなアプローチができなかったから解消までに時間がかかったという分析や、あとは解消したけれどもそこから再発した事例についてどう検証するとか、他市の動きをどのように共有しているのか、例えば

他の市町村ではこのようにやられているのだけれどもそれで効果がこのように上がっているという情報を、もらうというよりは情報を取りに行っているのかということがあると思う。アンケートから上がってくるのがメインなのか、先生が日常的に見て発見するのかメインなのか、子どもたちから言葉で発声することがメインなのか、実際にどこにも相談できずに、いつも一緒にいる先生に相談できずに、保護者にも相談できずに、友人にも相談できずに、法務局に相談せざるを得ない状況になっているのはなぜなのかという、いろんな方向に目を向けていくと早期発見の概略が出てくるのではないかなと思う。

- ・ 解消、もっと言えば活用、アンケートについてはやることが目的ではないので、そこから解消に向けたプロセス、そしてそれについて短期間ではできないことが多くあるので、学校の方には校長を核として、いじめ防止基本方針があるので、それに基づいて校長会と連携を取りながら、指導課としてはいろんな研修または会議等を行っている。その中で何点か、アンケートについては学校においてはほぼ我々の把握の中では年3回、学期に1回程度行っていると把握している。その中で、5月に1度行っているということで、時期については地区では揃えているとは思いますが若干差異はあるが、5月末頃行っていると把握している。この5月については、市のアンケートを使うということになっている。共通のものを使って、若干小学校と中学校で発達段階において文章は変えているが、共通のものを使っている。それについて上がってきたものを、9月、10月の学校におけるアンケートに基づいて解消については回答を求めているところである。改良は行われているのかということについては、2回目、3回目については学校の校長を基にした組織会議、いじめの生徒指導等を中心にした会議で見直しを図っていると思うが、今年度5月の共通なものについても実は1つ大きく見直したことがある。言い方を変えると1つ増やしたということが適切だが、それは一番下の項目に虐待ということが、いじめと直結したものではないと思いますが、野田の事案を我々も研究したときに自由な項目のところ、家でこういうことがあって嫌だというような記載があったと思う。そういったことについて、やはりいじめは学校外でも行うことがあるが、虐待を含めたものも教育委員会、また学校としては知るところをしっかりとやっつけなければいけないということで増やした。これについては校長会とも連絡を取る中で、今回新しく改良したところである。記名か記名でないかということについては毎年検討しているところだが、基本的には国の方で示している、我々としてもデメリット、メリットを考慮している。基本的には国の方針に基づいて無記名で行っているのが今のところはスタンダードと捉えている。ただ活用するという、つまり上がってきたときに特定に近づけないとそれは意味が無いことなので、やはり上がってきたところで学年とか学級とかははっきりしていく、もしそこで上がってきたものについてすぐに教育相談とのリンクを図っていく、そしてそれを担任だけでしっかり受け止めるのではなくて、組織で対応ということで上席に相談というだけではなくて組織的な会議の中でそれについて情報共有して、そして方向性を示していくということがアンケートの活用、解消に向けてのプロセスである。そして2つめの子どもたちへの説明ということだが、これについても5月においては、我々としては学級担任のやり方、学級によって差異があったら意味が無いと、やはり厳粛にしっかりと静謐な環境のもとにやっつけいくということについては1つ大きなフォーマットを用意して、これに基づいて学校で職員会議等をやって日時等を定める中でしっかりとした形で行うように説明をしていて、我々としてはそれについて逆追跡はしないが、しっかりとした形で行われていると捉えている。子どもたちへの説明ということだが、上がってきたところでこういう形になっていくということについても説明の中には加えており、また学校の中にも学級担任が一番いじめを認知する媒体ということをはっきりしている、担任がしっかり認知していくということがあるので、その辺りについては学級担任だけではいけないので学校におけるいじめの相談しにくいところについては、学校にはちゃんといじめに対する相談員の先生方がいると、例えばそれについては教頭先生だったり女性ということで養護教諭の先生方といったことをしっかりと認知させる中で学年集会であったり学級で行って、また教育課程、特に道徳とか短学活等で子どもたちにそのプロセスを教えている。最後に解消ということについては、昨年度の2回目の会議で似たような質問があり、簡単に言うと学校が認知しているが、その解消を含めてそれはどこが認知件数を上げてきて解消を上げているのか、と質問されていたことを覚えている。これについては学校になる。そのときに、その質問の裏には、学校がそう捉えているが保護者とか、もっと言えば子どもが解消したと思っているのかどうか、そこに差異があっただけではないということが一番保護者が心配されている、学校で起こっていることがプライベートな部分があるので口外されていけないことがある中で、学校で守られているのかというような質問だったと思うが、この辺りについても今質問を受けた中で認知したことについてアンケートなのか、または毎日書いている日記なのか、または教育相談なのか、または親からなのか、を含めてその辺りも学校長含めて組織に上げていく中で校長からも件数が上がってきたり、また解消に向けても国の方針に向けて端的に担任から聞き取る中で終わりましたと、また握手で

終わりましたとか、親同士を集めて終わりましたとか、というような短絡的な点ではなくて、その点を線に向けていく中での組織的な認知の上げ方や解消に向けていく、または継続的な対応をしていくということについても、学校が組織的にやっていくとともに組織との連携、拠点として上がってくる中で子どもたちが解決する、または保護者が安心して子どもたちを送り出せるようにしていきたいと考えている。

- ・ 早期発見のところでこれだけ爆発的に増えたといったところの見取りについては、平成25年に国からいじめの防止等に関する基本的な方針が出されてからぐんと上がっていると、それは国や県を見ても増えている。そこに関しては、いじめを見つけていくといった定義が、しっかりと明示されたことが理由なのではないかと捉えている。文部科学省からの通達でも、これだけいじめが増えているというところはそれだけ教師が見取りを行っている、いじめに対して視点をもっているというところで、一定の評価という意味合いでもこの増加というのにはあるのではないかと捉えている。またこの解消の数値が出てくるところについては、例年行っている文部科学省の児童生徒の問題行動、不登校、生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を受けて紹介している。この後、平成30年度の調査をしているところであり、また夏までに出てくるところある。そして最後のところの他市との連携になるのだが、生徒指導担当が葛南地域生徒指導行政担当者会議に毎月1回出席している。他に、青少年センターの指導員1名ということで、そこで情報交換を行っており、葛南地区が集まるので、市の規模や、市の様子によって変化等あるというところは個人的に受けている。最近話題に上がっているところに関しては、本日のテーマにあたる場所では、SNS上、あとはネットでどのように発見していくのか、そのところをどう関わっていくのか、いろいろな課題や情報提供について他市との連携を図っている。
- ・ 分析をきちんとしているということで、具体的にこのように分析してこのようになっているというのが、むしろこの場で共有できるのが一番良いと思っていて、基本方針とかは別紙で見ればわかるので、この基本方針に基づいてこのように対応して、こう対応したらこのように解消した事例があったということについて、みんなで検証できたら良いと思っていて聞いていた。取り組み自体は、むしろ周りの市町村が参考にするような取り組みだと思うので、今後とも協力していければと思う。
- ・ 小学校と中学校の先生方がどのように取り組まれているのかを聞いて、印象としては、中学校は生活アンケートとか生活記録ノートを提出して、自分が40年ぐらい前も担任とのやりとりで確かに交換日記的であったのを覚えている。小学校では取り組んでいるのかわからなかった。子どもの声を聞くという先生方すごく大変で、40人の子どもたちに変化を捉えるのはとても難しいとは思いますが、やはり早期発見するためには子ども目線の声をちゃんと聞く、先ほどアンケートを無記名でとあったが、では無記名でどのように判断したらいいのかと考えていた。親が忙しいと、そこまで子どもは親にも言うべきこととかいうか、親に言っても解決できないかもしれないと思うと飲み込んでしまうので、そういった時に学期末にSOSのはがきをもらってくるわけで、「ああ、これはいいな」と思い、ここに手紙を出す子は相当だと思われるかもしれないが、逆にどこにも言えない、先生も忙しそうだし親も忙しそうだし、そこまでではないが悩んでいるような、いじめられている子たちも、この手紙なら出せるなと思って、数日テーブルに置いておいて、書く様子が無かったら捨てるというように、1学期、2学期、3学期でそれぞれ学期末にもらってきて欲しいと、これすごくありがたいというか、ポストに入れるだけのことで子どもの心を捉えるにはとても良い、大人からするとSOSはすごいことだとも思うかもしれないが、逆にそのハードルを下げてあげる仕組みとしてはとても良い方法なのだと思う。子どもからの意見を吸い上げる、その度合いはどれぐらいがその子にとっての重さなのか、軽さなのかはわからないが、子どもの意見を吸い上げることを重視する、早期発見に関してはとても良い取り組みと感じている。テレビで4歳の子どもたちの様子を捉えた番組があり、4歳でも自分たちで問題解決を考える手段などもいろいろとできるわけで、親や大人からすくい上げるのではなく、子どもからの発する声をいかに重要視してあげるのかが早期発見につながるのではないかと、その後の対策は自分もよくわからなくて難しいと思っている。もしそのように怪我をした場合に、担任の先生に言うよりも先に保健室に行くだろうと思いき、保健の先生のところに度々、学校内ではない怪我は親ですが、学校内で起こる度々の怪我はいじめなのかとか、その辺を含めて先生方が本当に大変だとは思いますが、見てもらえたらと思っている。
- ・ 早期発見というのもすごく大事だと思うが、例えば仲が良かったグループがある時に何かあって喧嘩をする、そうしたら次の日にはその子だけが省かれるということがある。そういう時、学校の先生た

ちはどのタイミングでその子たちにどのように声をかけているのかというのを教えていただきたいが、それで良かった例があったり悪かった例があったりすると思うので教えていただきたい。あと、いじられキャラという感じの生徒がいると思うが、大丈夫かなって、そういう子がクラスにもいると思うが、どうだろうか。

- ・ いつも先生方に言うのが、子どもに相談してもらえよう先生方でいましょう、と。それにはやはり信頼というのか、子どもが先生に言えば何とかしてくれる、そういう職員にならないといけないと、やはりまず我々大人が見本を示しましょうと、例えば今いじられそうな子どもがいるということであれば、教員同士でしっかり名前呼び、からかいとかそういうことが無く、まず大人が範を示すことが大事ですということとはよく話をしてる。それでいても、子どもが先生に言うというのが難しいケースについては、保健の先生やいろいろ相談できる先生がいるので、「相談していいんだよ」と。登校指導で日々出ていて、スクールガードの方に言いやすい子もいるようで、スクールガードの方から情報を得ることもある。それで情報を得たら、すぐに子どもの担任の先生に話をして、子どもに話を聞いてという形で進めてはいるが、やはり子どもの意見を吸い上げる点については、日々の変化について寂しそうにしている子がいたら、とにかく声をかけて、みんなのいる前では言えないので上手にタイミングを計ってその子どもの話を聞いてあげてくださいという話をしてる。連絡帳に保護者が一筆書いてきてくれるのだが、その中で「家でうちの娘の様子がおかしいんです」って書いてきてもらえると、担任の方で相談していくという形とか、まあこれは子どもの意見を吸い上げるというよりは周りの方から情報をいただくのだが、いろいろなところに子どもたちが言いやすいところを作って早く発見できるようにしていくにはしている。あと仲がよかったグループの喧嘩の件は、SNSとかグループを作って既読したかしないかで仲間を外されたという傾向があり、そういう状況がわかった時はすぐにその子たちの話を聞いていくようにしている。その話の内容によって、喧嘩が解消されるのならば大人が間に入って行く。仲間外れの原因がいじめで、これはおかしいというケースについては、双方から聞き取った後に保護者に確認をして、保護者との共通理解のもと、そういうことは良くないということを伝えながら、あとその子の判断にはなると思うが、ケースバイケースで対応している。
- ・ やはり「アンテナを高く」というのが合言葉だと思う。わかった時点で話を聞いて、あるいは声かけはすぐに行って、その子が納得というか解決の状況に持っていかないと次から相談しに来ないので、そこは気を付けている。あと複数の目で見てるので、少し元気ないというやり取りが先生方であったりして、その時は担任が声をかけるようにしている。いじられキャラに関しては、バランスもあるので、誰が言われても嫌な感じがする言葉が出てきたときには、指導していかないと言い方とか感じ方はみんな違うので、場合にもよるが、気にするようにしている。
- ・ アンケートの中に虐待のことが書けるようになったと、今年から始めたということなのだが、野田の案件の関係で子どもの秘匿権ということが今すごく問題になっていると思う。そういったものを上げてきた子どもがあった場合には、誰がその相手なのかわからない、わかるようにはされると思うが、子ども相談センターとの連携の中でどうやって動きを持っていくのかということとは1回話し合いを設けた方が良く思う。基本的なものはあると思うが、野田の事件がかなり大きな動きだったと思う。保護者にアンケートの内容を見せているのか、こういうことを子どもにやっているというところは見せているのかということ、保護者も結構敏感になっていると思う。子どもが自ら発言できる場があるというのはすごく重要なことだと思うし、それを真摯に受け止めてくれる大人がいるということもすごく重要なことだと思う。その動きがとても重要なので、保護者もそうやって子どもが言える場があるということを良しとする人もいれば、どうなのだろうと考える人もいるので、そういったこともいろいろと絡んでくるのかなと思う。先ほど事例の話も出たが、ぜひどういふところから発見されて、どんな具体的な対応をされて、最終的にどうなったということがこの中でまず知られていないと意見のことを話すことができないと思う。それを全体的に各小中学校の方に提案していくのではないかとと思うので、そういった仕組みができれば良いのではないかとと思う。

会長

子供は意地悪されたりいじめられたりしたときに、親や先生といった大好きな人にはなかなか言えないことがあります。心配をかけてしまうことを気にして、なんでもないといい続けてしまいます。アンケートで声を聴くことで、見つけてあげることが大切です。言えないという前提で聞きとり、本人は大丈夫だといっても、大丈夫じゃないという前提で話を聞く、1人1人に寄り添うことが必要だと、今日改めて

皆さんのお話を聞きながら感じたところです。では、事務連絡について、事務局お願いします。

事務局

2点御連絡いたします。1点目は会議録についてです。本日の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へメール送信又は紙媒体により送付いたします。内容につきまして御確認ください。委員の皆様からの御指摘をいただいた後、修正し、会議録の公表となります。あわせて、本日の会議の内容につきましては、条例第3条及び運営要領第2条第3号の規定により「八千代市いじめ問題対策調査委員会」におきまして情報提供させていただきますことを御了承ください。また、学校に関連する内容につきましては、八千代市校長会において情報提供させていただきますことを御了承ください。2点目は、第2回連絡協議会の期日についてです。第2回目は、令和2年2月6日（木）10時より、同じ会場での開催を予定しています。以上です。

会長

以上で、令和元年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。